

5 所得控除に関する事項

(単位：円)

社会保険料 (「①の欄」には④～⑥の合計額を記入してください。)	④国民健康保険料	⑤後期高齢者医療保険料	⑥介護保険料	⑦国民年金保険料	⑧その他()	①
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済等掛金の支払額					②
生命保険料 (④～⑥には支払額を記入してください。)	④新生命保険料(一般)	⑤旧生命保険料(一般)	⑥介護医療保険料	⑦新個人年金保険料	⑧旧個人年金保険料	③
◎手引き4ページの「生命保険料控除額の計算」により算出した「④+⑤+⑥」の額を「③の欄」に記入してください。ただし最高額70,000円です。 ※新保険料とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料です。旧保険料とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料です。						
地震保険料 (④～⑥には支払額を記入してください。)	◎手引き4ページの「地震保険料控除額の計算」により算出した「⑦+⑧」の額を「④の欄」に記入してください。ただし最高額25,000円です。 ※一の損害保険契約等または一の長期損害保険契約等に基づき、地震保険料または旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択により地震保険料または旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることになります。			④地震保険料	⑤旧長期損害保険料	④
本人該当	寡婦・勤労学生・普通障害者 260,000円 ひとり親・特別障害者 300,000円					⑤
障害者控除 ※本人は除く	普通障害者 260,000円・特別障害者 300,000円・同居特別障害者 530,000円					⑥
配偶者控除	◎手引き4ページの「配偶者(特別)控除額の計算」により該当する控除額を「⑦の欄」に記入してください。					⑦
配偶者特別控除 (配偶者控除を受ける場合は記入不要です)	配偶者の年金収入		配偶者の給与収入		⑧	
	④配偶者の年金所得		⑤配偶者の給与所得			
	⑥配偶者のその他の所得		④+⑤+⑥の額 (配偶者合計所得)			
扶養控除	一般 330,000円・特定 450,000円・老人 380,000円・同居老親等 450,000円					⑨
基礎控除	表面の【合計⑩】が2,400万円以下の方は430,000円 2,400万円超2,450万円以下の方は290,000円、2,450万円超2,500万円以下の方は150,000円、2,500万円超の方は0円					⑩
医療費 (「⑪の欄」には④-⑥-⑦を記入してください。)	④支払った医療費	⑤保険等の補填金額	⑥表面の【合計⑩】×0.05(端数切捨て)の額または10万円のいずれか少ない方の金額(セルフメディケーション税制を選択する場合は12,000円)		セルフメディケーション税制を選択する場合は区分に「1」を記入してください。	区分 ⑪
控除の合計	①～⑪の控除額の合計					⑫

6 給与所得及び公的年金等以外の所得に係る市民税・県民税の納付方法

(当該年度の4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)

給与からの差引を希望(特別徴収) 自分で納付することを希望(普通徴収)

7 寄附金に関する事項

寄附先の名称	寄附先の所在地	寄附金の額

(仙台市処理欄) ※記入しないでください。

生命保険料控除	地震保険料控除	基礎控除	配偶者特別控除	所得税の控除合計
都道府県・市区町村 (特例控除対象)	宮城県の共同募金会・日赤支部、 都道府県・市区町村(特例控除対象外)	条例指定分 (宮城県)	条例指定分 (仙台市)	
コード①	コード②	コード③	コード④	

<住宅借入金等特別控除の場合に使用> ※追加した所得・控除は含めず算出

所得税の課税所得金額※	所得税額	税額控除前所得税額※	居住開始年月日				住宅借入金等特別控除可能額
			区分	年号	年	月	